

事故発生防止のための指針

社会福祉法人福寿会

事故発生の防止のための指針

1. 施設における介護事故防止に関する基本的な考え方

安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、介護・医療による事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は速やかな対応と同じ事故を繰り返すことの無いよう、職員一人ひとりが必要な予見知識の習得に努めると共に、組織的に事故防止対策に取り組むことにより、入所者・利用者が安全で快適な生活を過ごしていただくよう努める。

2. 介護事故防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止に取り組むにあたり、「リスク検討委員会」を設置する。

(1) 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万が一介護事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、入所者・利用者に最善の対応を提供出来ることを目的とする。

(2) リスク検討委員会の体制及び職務等

・施設長

事故防止の為の総括管理、委員会の総括責任者。

・事務局長

施設内の環境整備、備品の整備。

・生活相談員、介護支援専門員（安全対策担当者）

家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、報告及び専任の安全対策を担当。

・看護職員

医師、協力病院との連携、処置への対応。

・介護職員

入所者、利用者個々の心身の状態把握、意向に沿った対応、環境整備。

・栄養士

職員管理、衛生管理の体制整備と管理指導、食事形態の工夫。

※必要により施設長が指名する者をもって構成する。

(3) リスク検討委員会の開催

毎月1回定期開催とし、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。

また、事故発生時等において必要な際は、随時委員会を開催する。

(4) リスク検討委員会の役割

①介護事故発生時の対応に関するこ

②介護事故等ひやりはっと報告、事故報告の分析及び改善策に関するこ

③介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関するこ

④介護事故防止マニュアル・事故(ひやりはっと)報告書等の整備に関するこ

⑤介護事故防止のための情報提供に関するこ

⑥自己防止のための職員研修に関するこ

3. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や安全管理の徹底を図るため、リスク検討委員会を中心として介護事故防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回の職員研修を実施する。

4. 介護事故、ひやりはっと事例等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、事故報告書・ひやりはっと報告書を作成し報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いる。

なお、事故報告書・ひやりはっと報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、リスク検討委員会で問題点の分析・評価を行う。分析に当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面などから要因分析を行い、再発防止に関する方策に活かす。その際にには、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

(3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ひやりはっと報告書は、各部署にて立案した対策を明記し、全て各部署へ配布する。

また、リスク検討委員会にて事故報告書・ひやりはっと報告書を集計し、介護事故の発生時の状況を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等をとりまとめ、有効な防止対策を検討し、その内容を周知してうえで実施する。

なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 入所者、利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、入所者、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず、入所者、利用者及び家族に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は速やかに応じるものとする。

(2) ご家族等に対する説明・連絡

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。

また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるよう努める。

①事故発生状況及び職員の対応状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、法人の賠償責任の有無

(3) その他の連絡・報告について

必要に応じてサービス事業所等に連絡し、保険者に対して介護事故等の必要な報告を行う。

(4) 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人が加入する損害賠償保険で対応する。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(1) 本人要因におけるリスクに関する説明と同意等を含め、入所者・家族等との信頼関係の構築に向けた努力を行う。

(2) この指針は、入所者・家族の求めに応じ当法人の事務所において閲覧できるようにするとともに、当法人ホームページ上でも公表し閲覧できるようにする。

7. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(1) リスクの発見・確認のための「予防措置」を講ずる。

(2) 事故要因分析と再発防止策の検討を積極的に行う。

(3) 苦情・相談体制を活用し、入所者・利用者の声をサービスの改善に活かす。

附則

この指針は、平成30年4月1日より適用する。

附則

この指針は、令和3年9月1日より施行する。